

「地域における公益的な取組(24条第2項)」と「地域公益事業(55条の2第4項第2号)」との関係

地域公益取組(事業)(24条第2項)

【責務規定】

公益事業

地域公益事業(55条の2第4項第2号)

【社会福祉充実残額の再投下対象事業】

- ・介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業
(例:介護保険制度外の通院支援、外出支援、見守り支援、買い物支援、家事支援(ゴミ出し、洗濯、掃除、電球の交換)、入浴支援、配食、入退院手伝い、移動支援、居場所作り)
- ・低所得世帯等に対する生活支援の実施
(例:低所得者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、低所得世帯の子どもに対する学習支援・奨学金の助成)
- ・施設退所者・退所児童に対する継続的な支援
(例:児童養護施設退所者、矯正施設退所者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、奨学金の助成)

・右記のうち、事業性のないもの(取組)

【通常の利用料より低額で提供するもの(社会福祉法人軽減等)・特別養護老人ホーム等

地域公益事業を除く公益事業(55条の2第4項第3号)

- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・社会福祉士養成施設 等

社会福祉事業(55条の2第4項第1号)

- ・特別養護老人ホーム
- ・保育所 等